# 2023 年度

# 地域創生科学研究科修士論文

# コロナ禍の中小企業支援策をめぐる日中比較研究 --栃木県と遼寧省を事例に--

A comparative study of COVID-19's SME support policy
between Japan and China
-Take Tochigi Prefecture and Liaoning Province as
examples-

宇都宮大学大学院地域創生科学研究科

社会デザイン科学専攻

226144Y

劉 明君 LIU MINGJUN

# 要旨

2019 年 12 月から続く新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な拡大は、世界中で社会・経済に大きな影響を与え、特に中小企業にとっては深刻な課題を投げかけている。中小企業は各国の経済において重要な役割を果たしているが、新型コロナウイルスの影響により、多くの中小企業が深刻な生存の危機に直面している。

新型コロナウイルス感染症は今では人々の生活に当たり前のように溶け込んでいるが、新型コロナウイルスが始まった最初は世界中の人々に恐怖を与えたことは忘れてはならない。経済の停滞や企業の倒産など、新型コロナウイルスがもたらした課題も世界中で共通している。

新型コロナウイルスのような突発的な状況に直面して、国家政府はどのように速やかに中小企業に対する支援策を提出して、中小企業が苦境から抜け出すことを助け、倒産を避け、企業経済の下落が大きすぎることを避けているのだろうか。

中国と日本は新型コロナウイルス期間中に中小企業に対する一連の支援策を実施した。これらの政策は企業の圧力の緩和や雇用の安定などに一定の役割を果たした。

本稿では、これらの政策を詳細に比較分析し、中国の中小企業支援政策の策定と実施に一定の示唆と参考を提供することを目的としている。栃木県と遼寧省が新型コロナウイルス期間中に中小企業に提供した支援策を比較分析し、両国の政策の特徴、効果、および示唆を探る。政策文書の要約と分析を通じて、実際の事例と結びつけながら、中日両国の中小企業支援政策の類似点と相違点をまとめた。中日両国の中小企業支援政策は一定の成果を上げているが、いくつかの課題も抱えている。本稿では政策の策定、実施、効果などの観点から、両国の政策を比較分析し、日本と中国の中小企業支援政策に向けた改善提案を行っている。

本稿は六つの章で構成されている。第一章では、研究の背景、目的、研究方法、および研究意義について主に紹介している。第二章では、題目に関連する用語の具体的な説明が行われている。第三章では、中小企業支援政策の方向性に焦点を当て、支援策の確立方向や地方の中小企業の現状について述べ、具体的な例として栃木県を分析している。第四章では、日本の支援策を主に分析し、栃木県と他の都市(例:福岡、大阪府など)の支援策を対比しつつ、日本の支援策の共通点や重点、特徴を総括している。第五章では、中国の遼寧省に焦点を当てて支援策を総括し、中国の支援策の利点と欠点を分析している。第六章は論文のテーマに基づく実地調査であり、中小企業経営者および宇都宮市の市役所職員を対象にしたインタビュー調査をオフラインで実施し、インタビュー内容を総括分析している。

# Abstract

The global spread of the novel coronavirus infection (COVID-19), which has been ongoing since December 2019, has significantly impacted societies and economies worldwide, posing serious challenges, particularly for small and medium-sized enterprises (SMEs). While SMEs play a crucial role in the economies of various countries, the effects of the novel coronavirus have placed many of them in a severe crisis of survival.

Although the COVID-19 infection has now become integrated into people's lives as a commonplace occurrence, it is essential not to forget that, initially, it instilled fear across the globe. Challenges brought about by the novel coronavirus, such as economic stagnation and corporate bankruptcies, are common worldwide.

This article primarily discusses how, in the face of sudden crises such as the COVID-19 pandemic, national governments can swiftly formulate support policies for small and medium-sized enterprises (SMEs). The objective is to aid these businesses in overcoming challenges, preventing closures, and mitigating significant economic downturns.

China and Japan have implemented a series of support measures for SMEs during the period of the novel coronavirus. These policies have played a certain role in alleviating corporate pressures and stabilizing employment.

This text aims to provide a detailed comparative analysis of these policies, offering insights and references for the formulation and implementation of SME support policies in China. By comparing and analyzing the support measures provided to SMEs in Tochigi Prefecture (Japan) and Liaoning Province (China) during the novel coronavirus period, the text explores the characteristics, effects, and suggestions of policies in both countries. Through summarizing and analyzing policy documents, and connecting them to real-life cases, similarities and differences in SME support policies between China and Japan are outlined.

While both China and Japan have achieved certain results with their SME support policies, there are also several challenges. From the perspectives of policy formulation, implementation, and effects, this text conducts a comparative analysis of the policies of both countries and proposes improvements for China' SME support policies and Japan' SME support policies.

The structure of this paper comprises six chapters. The first chapter primarily introduces the background, objectives, research methods, and the significance of the study related to the topic. The second chapter provides specific explanations for terms relevant to the subject. The third chapter focuses on the directionality of support policies for small and medium-sized enterprises (SMEs), introducing the established directions of support policies and describing the current situation of local SMEs. It includes an example analysis of Tochigi.

In the fourth chapter, the paper conducts a detailed analysis of Japan's support policies. By comparing the support measures in Tochigi with those in other Japanese cities such as Fukuoka and Osaka, the paper summarizes and synthesizes commonalities, key aspects, and features of Japan's support policies.

The fifth chapter summarizes support policies in Liaoning Province, China, analyzing the advantages and disadvantages of China's support policies. The sixth chapter involves offline interviews conducted for the paper's theme. The interviewees include SME owners and municipal employees in Utsunomiya City, and the interviews are summarized and analyzed. Finally, the paper includes references used during the preliminary research.

# 目次

第一章	はじめに	1
第一節	研究の背景と目的	1

		1.	研究背景	. 1
		2.	研究目的	. 1
	第.	二節	i 研究方法	2
	第	三節	i 研究意義	2
第	;_	章	相関定義	4
	第一	一節	i コロナ禍とは	4
	第.	二節	i 中小企業とはと特徴	5
		1.	中小企業とは	5
		2.	中小企業の特徴	5
	第	三節	i 支援策とは	6
	第	四節	i 栃木県と遼寧省	6
第	三	章	中小企業の支援策の方向性	7
	第一	一節	i 中小企業の日常経営に関する日本の方針	7
		1.	法制度の確立	7
		2.	経済対策の実施	8
		3.	企業間の連携を促進	8
	第.	二節	i 地域の中小企業の現状と栃木県の事例研究	8
		1.	地域の中小企業の現状	8
		2.	栃木県の事例研究1	О
第	,四	章	日本の支援策について 1	2
	第一	一節	i 栃木県と他の地域の支援策事例1	2
		1.	栃木県の中小企業の具体的な政策支援事例1	2
		2.	国家と地方自治体の具体的な政策支援事例1	2
	第.	二節	i 日本の主な支援策1	3
	第	三節	i 日本における中小企業支援策の重点と特点1	5
		1.	重点 1	5
		2.	特点1	6
	第	四節	i 支援策の効果1	6
	第	五節	i 融資をめぐる課題2	1

第五章	中国の支援策について	2 3
第一節	遼寧省の支援策事例	2 3
第二節	中国における中小企業支援策の重点と特点	2 5
第三節	支援策の効果	2 6
第四節	評価と考察	2 6
第六章	インタビュー調査	2 8
第一節	飲食店についてのインタビュー	2 8
第二節	市役所職員についてのインタビュー	2 9
第三節	インタビューからの知見	3 6
第七章	結論	3 9
参考文献	代・参考資料(本稿各章で掲載した以外のもの)	4 2
謝辞		4 5

# 第一章 はじめに

# 第一節 研究の背景と目的

#### 1. 研究背景

歴史上、感染力が極めて強い感染症は多く、その特徴はいずれも感染性が強く、死亡率が高いことであり、新型コロナウイルスは人類の歴史における第 5 次疫病大流行と見なされている。2020 年 3 月、世界保健機関は新型コロナウイルスを「パンデミック」と規定した。新型コロナウイルスは 2019 年 12 月に最初の症例が発見され、10 万例目まで67 日間しかかからなかったが、2 番目の 10 万例に到達するまで 11 日間、3 番目の 10 万例に到達するまで 4 日間しかかからなかった¹。

世界第3位の経済大国である日本は「中小企業大国」として知られている。ショックが頻繁に起こる経済において、日本には358.9万社の中小企業があり、日本企業全体の99.7%を占め、雇用の66.8%を提供し、3220万人を雇用し、経済の付加価値の52.9%を生み出しており、社会の雇用解決と経済システムの安定を維持するための重要機能を果たし、日本全体の経済成長と密接に関わっている。

新型コロナウイルスの世界的な流行の急速な拡大と持続への懸念が広がっている。中小企業は、リスクに対して回復力が弱く、資金繰りの狀況が悪いため、必然的にマクロ経済変動の主な被害者となっており、政府の国家管理モデルや展開システムに対して深刻な課題を突きつけている。

本稿は、日本の中小企業展開システムとそれに対応するコロナ禍の地域性政策「栃木県と遼寧省を例に挙げる」ことで、その欠点を分析し、不確実なショックに対処する際の政策の重点を正確に把握し、中国における持続可能な中小企業発展を実現することでも実用的な意義を持つ。

#### 2. 研究目的

新型コロナウイルスの突然の発生と今後の長期的な持続性により、中小企業の存続が 試される状況が強まっている。本研究は、日本の中小企業のコロナ禍時の展開経験と不 利な欠点を分析し、中国の中小企業の発展における金融、技術などの問題と合わせて、 コロナ禍のような不確実なショックに対処する際の政策の重点を正確に把握し、コロナ 禍での中国の中小企業の展開を安定させ、将来の長期的な発展を促進する上で実用的意 義を持っている。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「新冠疫情:影响人类历史进程的五次疫疾大流行」 https://www.bbc.com/zhongwen/simp/world-51959677 (2023 年 12 月 6 日閲覧)

## 第二節 研究方法

日本と中国における関連研究の雑誌と書籍などの参考文献を検索し、資料の分析を通じ、日中のコロナ禍に影響される政府とその中小企業の関係の分析、日本の中小企業政策支援に関する研究であり、そこから中国の現状に合った中小企業政策、コロナ禍の中国の現状と中小企業展開に存在する問題点を組み合わせた、適用し公共政策を導き出すことが可能である。

インターネット情報も活用しつつ、中国と日本の地域の具体事例を調査し、比較分析を行う。日本栃木県の中小企業に対する政策的支援、具体的な施策、実践的な成果を比較し、その成果を中国遼寧省の現状、政策、市場の経済対策と組み合わせ、中小企業に適用する現実的な公共政策を制定する。コロナ禍後の経済復興に関する政策の比較、中国におけるコロナ禍の現状と企業の現状を考慮した効果的な対応策を提示する。

### 第三節 研究意義

中国経済の発展ニーズ、市場化プロセスの深化、国際情勢における貿易摩擦に伴い、中国の中小企業の「耐性能力」がより一層求められている。中小企業は、その規模の小ささ、資本の少なさ、人材や専門知識の質の低さなどの欠点から、国際市場競争において常に相対的に弱い立場にあると判断され、生き残りをかけたプレッシャーにさらされ、生き残る余地が厳しい状況にある。突然のコロナ禍の発生と今後の長期的な持続を考えると、中小企業に対する政府の政策的支援は非常に重要な取り組みである。現在、中国の中小企業に対する政策支援は、中小企業の発展のあらゆる段階に適用されており、中小企業の生産拡大や貿易輸出に直接的な影響を及ぼしている。生産方式の転換の加速、産業の転換と構造改善の加速、国民経済の産業構造の最適化、国際貿易と製品輸出の促進、企業の収益性の向上、科学技術の革新など、様々な面で中小企業に大きなプラスの影響を与える。

しかし、コロナ禍の発生と国内外の時代背景の中で、中国の中小企業に対する税制、 金融、公共サービス、分配・再分配などの各種政策内容や措置は、実際の状況に応じて 調整・改善し、中小企業の発展と安定をさらに保障し、国民経済の平穏な運営、雇用の 安定、国民生活の振興を実現する必要がある。

日本は中小企業に対して、短期的な資金難と長期的な開発投資の両面から補助金を支給している。コロナ禍以来、日本政府は中小企業向けの低利融資(金利は 0.9%と低い)や無利子融資が多数増設され、雇用調整助成金や有給休暇助成金という形で、中小企業向けの助成率が賃金コストの 4/5、従業員を解雇しない場合は 90%という高い助成金が企業に支給されるようになった。また、中小企業の新製品・新サービスの開発や生産プ

ロセスの改善にかかる費用の増加分については、当該費用の2/3程度を補助する2。

また、コロナ禍以来、中国は、中小企業の発展を支援する一連の取り組みを積極的に増設し、「新型コロナウイルス危機対応ガイドライン」3を策定した。これらの取り組みは成果が出始めているが、主に直接的な支援金が少ないという点で、日本に比べれば不足している。例えば、現在、多くの中小企業の主なコストは職員の給与と家賃であるが、職員の給与に関しては、国家からの明確な補助はない。経済発展に対する中小企業の重要性と現在の厳しい国際経済情勢に対して、中国の関係当局は、コロナ禍が中小企業に及ぼす影響に継続的に注意を払うことを基本に、日本の経験を適切に参考にし、地方政府と手を携えて、中小企業の健全な発展と中国経済の長期安定を促進するために中小企業への補助金を共同で増加させることが提案されている。

<sup>2 「</sup>疫情冲击下我国中小企业的经营困境及国外政策启示」

https://mp.weixin.qq.com/s?\_\_biz=MzU0MDc2MzQ2Ng==&mid=2247489246&idx=1&sn=6f8af6d1c17c11e2a6c85f5f96ed500a&chksm=fb3562fbcc42ebed2a79c545ac2f729ea64323765cc15f368e8763ad1bb7627fd1fadf144999&scene=27 (2023年12月22日閲覧翻訳)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>「新型冠状病毒危机应对指南 促进业务恢复和持续的途径 中小微企业应对危机指导意见」 https://hub.unido.org/sites/default/files/publications/UNIDO%20MSME%20Gude\_2020\_Chinese.pdf (2022 年 12 月 10 日閲覧)

# 第二章 相関定義

# 第一節 コロナ禍とは

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、 2019年12月初旬に、中国の武漢市で初の感染者が報告され、2020年1月に日本で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症である。同年4月7日に七つの都府県に緊急事態宣言が発令され、その後全国に広がり、4月下旬に9600人に迫ったが、5月25日に宣言は解除された。その後、第2波が7月から8月にかけて発生し、感染者数は1万5千人を超えた。第3波は11月から2021年2月まで続き、1月8日に緊急事態宣言が1都3県に発令され、3大都市圏と福岡県に拡大、1月中旬に感染者数が7万5千人を超え、3月18日に宣言は解除された。そして、4月から第4波が発生し、4月23日に緊急事態宣言が発令された4。

年月日	出来事					
2019年12月31日	中国当局からWHOへ原因不明の肺炎発生を報告					
2020年1月15日	神奈川県内にて日本で1例目となる感染例を確認					
2020年1月23日	中国が武漢市を閉鎖し、空港・鉄道・フェリーなどの交通機関が全ての運行を停止					
2020年1月29日	日本政府が武漢に派遣した民間チャーター機第1便で206人が帰国					
2020年1月31日	WHO が緊急事態を宣言。世界の感染者は計9,692人・死亡者213人に					
2020年2月4日	大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に乗船し香港に帰国した乗客に感染が確認され、5日に予定していた清水港への入港を 中止					
2020年2月11日	WHOが新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19」と命名					
2020年2月17日	・東京マラソン2020の一般ランナーによる参加中止を発表 ・天皇誕生日の一般参賀の中止を発表					
2020年2月19日	大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から陰性の乗客の下船を開始					
2020年2月25日	日本政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表					
2020年2月26日	日本政府が今後2週間の大規模イベントの中止、延期又は規模縮小等の対応を要請					
2020年2月27日	日本政府が3月2日から春休みまで、全国全ての小学校・中学校、高校などについて、臨時休校を行うよう要請					
2020年3月3日	東京都がオープンソース手法を用いて作成した特設サイトを立ち上げる					
2020年3月6日	PCR検査の公的医療保険適用開始					
2020年3月10日	日本政府が新型コロナウイルス感染症を「歴史的緊急事態」に指定すると表明					
2020年3月11日	WHOが新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言					
2020年3月13日	新型インフルエンザ対策特別措置法の一部を改正する法律が成立、14日から施行。内閣総理大臣による「緊急事態宣言」が可能に					
2020年3月15日	午前0時よりマスクの不正転売が禁止される					
2020年3月24日	安倍首相とIOCパッハ会長との電話会談により東京オリンピック・パラリンピックを遅くとも2021年夏までに開催することで合意					
2020年3月26日	安倍首相が特別措置法に基づく政府対策本部の設置を指示					
2020年4月7日	特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出 首都圏など7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)を対象地域とし1か月程度の期間とする。					
2020年4月16日	緊急事態宣言の対象地域を5月6日までの期間、全都道府県に拡大					
2020年5月4日	緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長することを決定					
2020年5月14日	特定警戒都道府県のうち東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道、京都、大阪、兵庫の8都道府県以外の39県の緊急事態宣言解除を決定					
2020年5月21日	京都、大阪、兵庫の緊急事態宣言解除を決定					
2020年5月25日	緊急事態宣言の全国解除を決定					

(出典) 各種公表資料より総務省作成

図1 新型コロナウイルス感染症に関連した動き時系列まとめ

新型コロナウイルスは 3 年続いたが、伝播力の強いオミクロン株が主流の新型コロナウイルスになるなどの影響を受け、2022 年には日本が年初と夏に 2 度の感染のピークを経過した後、秋になって再び跳ね返らなかった。12 月 28 日時点での年間感染例数は約

<sup>4 「</sup>新型コロナウイルス感染症が社会にもたらす影響」 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/n2300000.pdf (2023 年 12 月 6 日閲覧)

2704 万で、2021 年の 150 万感染例数の約 18 倍となっている。ワクチン接種率の大幅な向上などに伴い、オミクロン株が広く伝播した後、重症例と死亡例の比率は低下したが、感染者数の急増により死亡者数も増加した。そのため、新型コロナウイルスによる中小企業の発展にはまだ影響が続くと考えられる。国の効果的な中小企業支援策が今後ますます重要な課題となるだろう<sup>5</sup>。

### 第二節 中小企業とはと特徴

#### 1. 中小企業とは

中小企業基本法では、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を以下の表の通り規定 している<sup>6</sup>。

製造業、建設業、運輸業など	資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
小売業、飲食店	資本金 5 千万円以下または従業員数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下または従業員数 100 人以下

表1 中小企業基本法による定量的な定義

#### 2. 中小企業の特徴

中小企業の特徴は主に三つがある。最初の一つは経営上の柔軟性である。大手企業と比較して、中小企業には明確な利点があり、それは柔軟性が高いということである。中小企業の規模には限られており、従業員、資金、営業などが比較的に少なく、必要な技術レベルも低いため、製造から販売までの全過程において、より迅速に市場に対応できるのは中小企業の特徴である。

二つ目は分布が広いことである。現在、中小企業は、小売、製造、商取引サービスなどの分野に広く分散している。また、化学、金属、機械、その他の産業における中小企業の分布は比較的均一である。これは、中小民間企業の現在の社会的な分布が広範であり、経済のあらゆる社会分野に深く関与していることを十分に反映している。

三つ目は制作のプロフェッショナリズムを有する側面があることである。中小企業は 大手企業に比べて規模が小さいため、人的資本や資金で大きな格差がある。したがっ て、中小企業は、大規模なプロジェクトに多額の投資をする代わりに、巨大な市場で生

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html (2022年10月20日閲覧)

<sup>5「</sup>オミクロン株の症状や感染力などコロナ変異ウイルス最新情報」

https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/newvariant/ (2022年12月29日閲覧)

<sup>6 「</sup>中小企業・小規模企業者の定義」

き残り、発展するために、すべてのリソースを様々な分野に投入することを前向きに考えている。

### 第三節 支援策とは

支援策とは、経済や社会のさまざまな分野で政府が実施する政策や措置を指す。これらの政策は、国や地域の特定のニーズや目標に対応し、公共福祉の向上、経済成長の促進、市場の調整、環境保護など、さまざまな目的を達成するために導入される。新型コロナウイルス感染症のパンデミックに対処するため、多くの国や地域でさまざまなコロナ禍支援政策が導入された。これらの政策は、感染拡大の防止、経済的な影響の緩和、公衆衛生の保護など、多くの側面で実施されている。

医療機関への資金提供や医療用品の調達、テスト施設の拡充、ワクチンの接種キャンペーンなど、公衆衛生を保護するための措置が行われている。失業者や収入の急激な減少に直面した人々への経済支援策が導入されている。これには、直接支払い、失業給付の拡充、中小企業への融資プログラム、税制優遇措置が含まれる。多くの国では、企業に対して財政的な支援を提供し、破綻を防ぎ、雇用を守るためのプログラムが導入されている。これには、融資、補助金、税制措置が含まれる。食品不足や飢餓のリスクが高まったため、食品銀行、食事の提供、食料補助金などのプログラムが実施されている。

# 第四節 栃木県と遼寧省

日本の栃木県は日本の本州の東部に位置し、関東地方に属している。栃木県は、東京都や茨城県と隣接しており、首都圏に近い地域に位置している、交通アクセスが良好である。東京都心から電車や高速道路で2時間ぐらいでアクセスできる。また、栃木県は日本の中心部から比較的近いため、都心からの日帰り観光地としても人気がある。

遼寧省は中国の東北部に位置し、東は北朝鮮に面し、北は黒竜江省や吉林省に接し、 南は河北省と山東省に接している。遼寧省は中国東北部の重要な交通の要所であり、高 速鉄道や幹線道路網が発達している。遼寧省は中国でも重要な沿岸地域であり、黄海と 渤海に面している。特に、大連市や丹東市などの港湾都市が発展しており、海上交通の 要所として重要な役割を果たしている。

遼寧省と栃木県は異なる国の地方行政区域であり、両者の中小企業は地方経済において類似したかつ重要な役割を果たしている。まず、これらの中小企業は地元の雇用の主要な源泉であるだけでなく、地方経済の成長と社会の安定にも寄与している。次に、遼寧省と栃木県の中小企業は、比較的多様な産業構造を持っている。製造業、サービス業、建設業など、これらの企業が関与する分野は広範であり、地方経済の多様化を支えている。また、政府は遼寧省と栃木県の両方で中小企業を支援する政策を実施してい

る。税金の免除、融資支援などの政策が企業の発展を支援し、地方経済の発展を更に推 進している。

# 第三章 中小企業の支援策の方向性

本章では中小企業に対する支援策の方向性を検討する。

# 第一節 中小企業の日常経営に関する日本の方針

#### 1. 法制度の確立

以下、法的な観点から、金子由芳「コロナ禍の中小企業と法変化」を参照にした。

1963年に公布された「中小企業基本法」は、中小企業の事業範囲や基準など、中小企業に関する細かな規定を定めたもので、中小企業の利便性向上を主な目的の一つとしている。中小企業の安定的な存続に貢献する。

日本の感染症対策の特色は「目的規定の両義性」と「法的強制力の弱さ」である。目的規定の両義性としては、「国民の生命及び健康」の保護と並び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となること」を掲げる。法の強制力の弱さとしては、国による緊急事態宣言を出して後は、知事は原則として、住民への外出自粛などの要請を行うが、「要請」は行政指導に過ぎず法的強制力がなく、実際の運用面では「要請」に従わない事例が続出した「。

日本法律に関する支援条例は二種類あり、中小企業基本法と中小企業施策である。中 小企業基本法の目的は、中小企業政策について基本理念・基本方針などを定めるととも に、国および地方公共団体の責務などを規定することにより中小企業に関する施策を総 合的に推進し、国民経済の健全な発展および国民生活の向上を図ることである。

中小企業施策の主な支援機関は、日本政策金融公庫、信用保証協会、中小企業投資育成株式会社である。以下は主な制度は以下の二つである。

第1は、経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)制度®である。一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業に対する融資制度である。日本政策金融公庫が行う。経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金の3つがある。

第2は、セーフティネット保証制度9である。取引先の倒産、自然災害、取引金融機関

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07\_keieisien\_m.html (2023年5月10日閲覧)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\_net\_5gou.htm (2023年5月10日閲覧)

<sup>7『</sup>コロナ禍の中小企業と法変化』、神戸大学出版会. 金子由芳(2022年):16-20

<sup>8「</sup>経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)」

<sup>9「</sup>セーフティネット保証制度(5号:業況の悪化している業種(全国的))」

の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業について、一般の保証枠 と別枠で信用保証協会が保証を行う制度である。

経営の安定に支障を生じているか否かの認定は、事業所の所在地を管轄する市町村長(または特別区長)が行う。セーフティネット制度は中小企業がネットで融資・借り貸しを行うための政策である。新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証の指定期間内、調査と要請を踏まえ、全ての都道府県において期間を 3 か月延長し、指定日までとすることを予定している。

#### 2. 経済対策の実施

市場における中小企業の競争力を向上させるために、日本政府は、以下のような中小企業を支援する一連の経済対策を採用している10。

- ・補助金やその他の形態を通じて中小企業を支援し、中小企業が革新的な技術を通じて効果的に自らを改善するのを支援する国際市場における製品の輸出率は、中小企業が独自の雇用問題を解決する。日本政府は、国有企業や科学者の研究機関を含め、国有の主要な科学技術革新プログラムに財政支援を提供する狙いがある。
  - ・税制上の優遇措置。固定資産税の減税などの支援策を含む。
- ・中小企業の経営困難を解決するため、中小企業の資金調達を支援する金融機関が数 多く設立されている。
- ・民間機関の建設と支援が強化された。たとえば、協同組合銀行、信用組合などは、 一定レベルの財政支援を提供できる。

### 3. 企業間の連携を促進

中小企業はある程度は他の大企業よりも外部環境に依存している。このため、日本政府は大企業を活用して中小企業の存続と発展を支援する一連の措置を出し、これは経済の双方にとって有益である。大企業と中小企業の連携では、前者は主に高品質の生産技術を必要とする部品を担当し、後者は主に生産工程で品質レベルが低く生産が困難な部品を担当している。これでお互いの目標の達成が期待できる。

#### 第二節 地域の中小企業の現状と栃木県の事例研究

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>「生産性向上に向けた中小企業者・小規模事業者の新規投資を促進するため、固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長を行います」中小企業庁

#### 1. 地域の中小企業の現状

2020 年版中小企業白書においては、中小企業の多様性に着目し、中小企業の機能を、「グローバル展開をする企業(グローバル型)」「サブライチェーンでの中核ポジションを確保する企業(サブライチェーン型)」、「地域資源の活用等により立地地域外でも活動する企業(地域資源型)」、「地域の生活・コミュニティーを下支えする企業(生活インフラ関連型)」の四つの類型に分類し、各種類の実態を分析している。

下図は、業種別に、中小企業が目指す類型を確認したものである。「情報通信業」や「製造業」において「グローバル型」を目指す企業の割合が高い。「製造業」や「卸売業」では「生活インフラ関連型」を目指す企業の割合が高い。「サービス業」では「地域資源型」を目指す企業の割合が高い。「小売業」や「生活関連サービス業、娯楽業」では「サプライチェーン型」を目指す企業の割合が高い<sup>11</sup>。



資料:(株)東京商エリサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」

(注)「全産業」では、業種不明の企業を除外して集計している。

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/chusho/b1\_3\_2.html (2023年11月10日閲覧)

<sup>11 「2021</sup> 年版 中小企業白書 (HTML版)」中小企業庁

異なる業種だけでなく、同じ業種内でも企業が追求する方向性は様々である。この多様性の存在は、企業や事業者の多様性を包括的に理解するには、単に業種の観点からでは不十分であることを示している。

この多様性は地域の経済、産業状況、文化、社会の要求など、多岐にわたる要因によって影響を受けている可能性がある。このような多様性を理解し、柔軟な支援政策を策定することは、企業や事業者が独自の利点や目標に基づいて発展するのを助ける。この理解は地域経済の多様性と発展を促進するだけでなく、異なるタイプの企業や事業者のニーズに対応するために、的確なサポートを提供するのにも寄与す。日本では、地域の差異と発展の要件を考慮し、適応性の高い支援策を立てることが、持続可能な経済成長を推進するのにより効果的だと考える。

#### 2. 栃木県の事例研究

人口密度の低い地方ほど、商店街の衰退、働き手の不足、予約の減少、地域特性産業の衰退などの課題に直面しており、こうした課題の解決は、地域の持続性確保の観点からも必要な取組である。地域資源型・地域コミュニティー型企業直面している問題点として、多くの旅行者が移動制限や不安から旅行を控え、旅行計画を変更またはキャンセルすることが増加した。政府の規制や安全対策のため、一部の地域資源型中小企業は休業を余儀なくされたり、営業時間が制限されたりした。観光客の急激な減少により、売上が減少し、経済的な苦境に立たされる事業者が増加した。感染予防対策を導入する必要があり、これには設備の改修や新たな衛生基準への適応が含まれた。

一方、人口減少が加速し、域内需要の減少が進み、地域の中小企業小規模事業者の事業の存立基盤が大きく揺らいでいる。2045年の人口は、7割以上の市区町村で2015年に比べ2割以上減少する見込みである。今後、事業者が利益を獲得していくためには、域外への販路開拓が重要である。また、マークアップ率の向上につながる、「質の高い商品サービスを相応の価格で提供すること」を目指す取組も重要である。

地域の中小企業の現状を踏まえ、引き続き、中小企業の新たなビジネス構築や販路開拓の取組を支援することが重要な政策課題である。また、人口減少により、域内需要が減少していく中では、事業者による生産性向上の取組に加え、地域の需給バランスを踏まえた持続可能な経済圏の形成や、地域資源を最大限活用した域外需要の取り込みも必要である。その際、地域の担い手を特定の上、基礎自治体などが連携して、持続可能な地域経済モデルを確立することが重要である<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> 安田武彦『中小企業白書を読む 2021 年版』東洋大学経済学部・白書研究会

この指摘を通して、栃木県の事例を研究として取り上げてみよう。栃木県の那須塩原市温泉地は観光名所として人々を引き寄せるため、地域経済や雇用の創出に寄与する。しかし、コロナ禍の期間に観光客が少なくなり、周囲の中小企業の不況を引き起こした。温泉施設や宿泊施設の運営、レストランや土産物店の運営などが地域の雇用を生み出す。これによって地元住民が収入を得る機会が増える。温泉地域には自然や歴史的な資源が多く存在することがある。

これらを活用して観光アクティビティや体験プログラムを提供することで、地域の魅力を引き立てることができる。温泉地域の魅力を高めるためには、地域づくりの取り組みが重要である。地元住民と協力して、美化活動やイベントの開催、文化や伝統の継承などを進めることで、地域全体の魅力が向上する。温泉地域の観光プロモーションやマーケティングを通じて、観光客を呼び込む取り組みが重要である。観光客の増加によって地域経済が活性化し、地元事業者の収益が増加する。

# 第四章 日本の支援政策について

# 第一節 栃木県と他の自治体の支援策事例

#### 1. 栃木県の中小企業の具体的な政策支援事例

第1に電気料金等の高騰対策が挙げられる。電気料金等の高騰対策として、緊急的に中小企業者等による「省電力設備への更新」 及び「太陽光発電設備等の導入」の支援を行っている。主な内容は省電力設備導入 緊急支援事業(対象設備:照明の LED 化、空調の高効率化)と、太陽光発電設備等導入緊 急支援事業(対象設備:太陽光発電設備、蓄電池)である13

第2にBCP 策定企業の事例14がある。栃木県は中小企業における新型コロナウイルス 等の感染症 BCP の策定支援を行っている。BCP とは事業継続計画(Business Continuity Plan)、BCP を策定しておくことで、 緊急事態が発生した場合に事業の継続または早期 復旧に向けて、速やかな対応が可能になる。

具体的には、①鬼怒パッケージ株式会社(真岡市)の段ボール製品や紙器製品などの製造販売、②株式会社共伸(那須塩原市)の超精密連続金型設計製作及びプレス部品加工と医療機器部品及び特殊針の製造、③株式会社ニッカネ(宇都宮市)の乾物、調味料、介護食などの業務用食材の販売が挙げられる。

#### 2. 国家と地方自治体の具体的な政策支援事例

都道府県などの地方自治体も、国家政策の方針に基づき、地方財政に応じて独自の金融、財政、税制の政策支援策を策定し、国家の政策と連携して支援力を強化させている。例えば、大阪府では、新型コロナの影響で休業となった個人事業主に対しては50万円、中小企業には100万円の支援金を支給している。必要経費は政府の財政と政府内の市町村の財政で分担される。福岡県も「持続化緊急支援金」<sup>15</sup>を設け、国の「持続化給

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/bcp/jirei.html (2022年11月10日閲覧)

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup>「栃木県さくら市氏家商工会 照明・空調・太陽光発電設 備等導入に関する緊急/」 http://ujiie-shokokai.or.jp/ (2022 年 11 月 10 日閲覧)

<sup>14「</sup>BCP 策定企業の事例紹介」

<sup>15 「</sup>福岡県持続化緊急支援金の概要」

https://www.komei.or.jp/km/fukuoka-obana-yasuhiro/files/2020/06/114751.pdf (2023 年 10 月 20 日閲覧)

付金」を申告していない中小企業法人で、売上が前年同期比 20%以上減少した場合には 50 万円の補助金、個人事業主には 25 万円の補助金を支給している。福岡県の「生産革命支援金」は新型コロナの影響を克服しようとする企業に対して助成金を提供し、上限 は 12.5 万円で、助成率は 1/12 で、国の助成金と合わせて 3/4 に達することができる。

大阪府では「新型コロナウイルス感染対応緊急資金」<sup>16</sup>を設け、その対象の一つ目は 新型コロナの影響で直近1か月およびその後の2か月で売上が前年同期比で15%以上減 少した中小企業に対して、設備と運転資金の融資支援を提供する。ただし、条件として 大阪府内で1年以上事業を営んでおり、申請書が府内の関連市町村長によって認定され ていることが必要となる。二つ目はセーフティネット保証4号、5号を満たす中小企業 に融資保証を提供するものである。大阪府政府は府内の53の金融機関(主に民間銀行) を緊急資金の取扱銀行として指定しており、企業はこれらの金融機関に対して緊急融資 を申請でき、府の財政が一定の保証責任を負う。

さらに、福岡県の自治体は新型コロナの影響で前年同期比売上が15%以上減少した中小企業に対して、県工業技術センター(化学繊維研究所、生物食品研究所、室内装飾研究所、機械電子研究所)の試験の手数料、機器利用料などを100%免除するなどの支援を行っている。

自宅仕事の支援(IT 導入補助金・働き方改革推進支援補助金)<sup>17</sup>では、Zoom、Meet、Teams などの各種プラットフォームの利用は一般化され、テレワークに必要なハードウェア (パソコン、タブレット端末等) のレンタル費用等のコスト負担が大きいので、IT ツールの導入費用などを補助する一方で、新たにテレワークを導入した中小企業などに対して、テレワーク用通信機器の導入等にかかる費用を助成する。

また、観光業の支援(G0 T0 トラベル事業) <sup>18</sup>では、2020年1月から3月まで各国の海外旅行禁止措置のために、日本の訪日外国旅行者数が急激に減少することによる、日本の観光業を復興させるために、日本にいる人たちが国内旅行することを進める。G0 T0 トラベルには、旅行代金割引とプラス地域共通クーポン両方の支援額を行われている。G0 T0 トラベル事業は個人向けの支援だが、地方観光業の発展を促進することを伴い、観光に関する中小企業の業績も徐々に上昇する。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup>「新型コロナウイルス感染症への対応のための融資メニュー」 https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html (2023年10月20日閲覧)

<sup>17 「</sup>新型コロナウイルス感染症関連」<u>https://www.meti.go.jp/covid-19/</u> , (2023 年 3 月 6 日閲覧) (Web) 【経済産業省】

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup>「新型コロナウイルス感染症関連」<u>https://www.meti.go.jp/covid-19/</u> , (2023 年 3 月 6 日閲覧) (Web) 【経済産業省】

# 第二節 日本の主な支援策

日本政府は新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業を支援するために、さまざまな政策を実施してきた。

政府は特定の業種や地域に対して助成金や補助金を提供した。中小企業庁が実施する補助金制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が困難になった中小企業に対して、事業継続のための経費支援を行う。補助金の一部は返済不要であり、資金繰りの改善に役立つ。例えば、観光業や飲食業、小売業など、影響を受けやすい産業に対して経費の一部を支援する制度が設けられた。

中小企業持続化補助金は、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業に対して、事業の持続化や新事業展開のための経費の一部を補助する制度である。設備購入やオンライン化支援などの具体的な取り組みに対して支以下のような支援が行われる。

- 1)経営支援資金融資制度:中小企業向けの資金調達を促進するために、金融機関との 連携による融資制度が提供されている。返済猶予や無担保融資などの条件が設けられ、 中小企業の資金需要に対応する。
- 2) デジタル化支援: 新型コロナウイルスの影響を受けてデジタル化が求められる中、中小企業のデジタル化支援策も展開されている。デジタルマーケティングの導入支援やIT ツールの提供などが行われ、中小企業のビジネスのオンライン化や効率化を支援する。

また、企業が従業員を一時的に休業させる場合、その給与の一部を政府が補填する雇 用調整助成金が提供された。これにより、企業は従業員を解雇せずに一時的な雇用調整 を行うことができる。

日本政府は、新型コロナウイルスの影響により経済的な困難を抱える中小企業が従業員の雇用を維持するために、雇用調整助成金制度を実施した。雇用調整助成金は、中小企業が従業員を一時的に休業させる場合に、その休業期間中の給与の一部を政府が補填する制度である。その内容は以下のとおりである<sup>19</sup>。

1) 雇用調整助成金の対象:中小企業で従業員を雇用している事業主が対象である。具体的な要件は厚生労働省や関連機関のガイドラインに基づいているが、一般的には従業員の雇用を維持するための休業措置が必要な場合に支給される。

<sup>19 「</sup>雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_20200515.html

<sup>(2023</sup>年12月22日閲覧) (Web) 【厚生労働省】

2) 助成対象期間と支給額:助成対象期間は一定期間であり、具体的な期間や条件は政府の方針によって変わる場合がある。助成額は休業期間中の給与の一部であり、従業員の賃金金を新たに追加し、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進する。

政府は中小企業や個人事業主向けに融資制度を拡充した。低利子や無利子の融資制度が設けられ、経営資金の確保や事業継続の支援が行われた。日本政府は新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業を支援するために、融資制度の拡充を行った。日本政府は中小企業の経営支援の一環として、融資制度の拡充を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症緊急融資制度:政府が設けた新型コロナウイルス感染症特別貸付<sup>20</sup>で、中小企業や個人事業主に対して、迅速かつ円滑に融資を提供することを目的としている。金利や返済条件が優遇され、返済猶予期間や無利子期間も設けられる場合がある。

- 1) 新型コロナウイルス影響下における資金繰り支援融資(コロナ特例融資):中小企業基盤整備機構(SMBC)などの金融機関が提供する融資制度である。事業の継続や経営基盤の強化を目的として、返済条件が緩和される、無担保・無保証で融資を受けることができる制度である。
- 2) 日本政策金融公庫は中小企業向けの融資支援を行っている。新型コロナウイルスの 影響により経営が困難になった中小企業に対し、返済条件の緩和や無利子・無担保融資 などの支援策を提供している。低利子で長期返済が可能な制度が提供され、設備購入や 事業拡大などの資金ニーズに対応している。

加えて、新型コロナウイルスの影響を受けた個人や法人に対して、税金の納期延長や 税金の猶予、減税などの措置が講じられた。また、消費税の軽減税率の適用範囲が一部 拡大され、特定の商品やサービスの税率が引き下げられた。

#### 第三節 日本政府における中小企業支援策の重点と特点

日本政府は、資金支援と雇用の維持を重視し、中小企業支援策を導入している。日本は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」という政府の施策を実施し、倒産を防止

-

<sup>20 「</sup>新型コロナウイルス感染症特別貸付」

するための支援制度を開始した。その政策措置は日本の特徴を持ち、中国の中小企業政 策体系の改善に重要な示唆を与えるものである。

#### 1. 重点:融資支援

日本の中小企業支援策は多くの領域にわたるが、最も重要なものは融資支援である。

- (1) 日本政策金融公庫は、元の低金利融資に加えて、5つの低金利特別融資を新たに導入した。
- (2) 株式会社商工組合中央金庫は、「新型コロナウイルス感染特別融資」を提供している。この融資の条件は、前年比で売上が5%以上減少している必要があり、利子補助も受けられるため、実質的に無利子状態となる。
- (3) 小規模企業共済制度は、相互扶助に参加している小企業に無利子の「特例緊急経営安定融資」を提供している。条件として、前年同期比で売上が5%以上減少している必要がある。

#### 2. 特点:緊急支援と企業の近代化発展の両立

日本政府の支援策は、一部は緊急対策として行われており、また一部はコロナ禍後の 回復と中小企業の長期的な発展を考慮した措置である。

#### 緊急対策には以下のものがある:

### (1) 「持続化給付金」

説明:昨年同期比で売上が 50%以上減少した中小企業を対象とし、法人企業には 200 万円、個人事業者には 100 万円の補助金を支給する<sup>21</sup>。

#### (2) 「雇用調整助成金」

説明:新型コロナウイルスの影響で全従業員または一部の従業員が勤務できない場合、政府は一定の補助金を提供する。<sup>22</sup>

#### 第四節 支援策の効果

<sup>21 「</sup>持続化給付金に関するお知らせ」

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf (2022 年 12 月 20 日閲覧)

<sup>22</sup> 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html (2022 年 12 月 20 日閲覧)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本政府は日本の中小企業の事業継続を維持するだけでなく、中小企業のイノベーションとデジタル変革を促進し、中小企業の倒産を減少し、事業の持続可能性を向上させる必要がある。以下は、筆者が考える日本の支援策が日本に与える影響、および中国など他の国が借鉴できる向上の方向性である。

#### (1) 短期間での中小企業の経営維持、雇用の支援

中小企業の経営を維持し、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を促進することは、経済成長にとって重要だ。2020年3月、日本は「新型コロナウイルス対策特別措置法」を制定し、「緊急事態宣言」を発令し、新型コロナウイルス感染症の拡散を防ぐために企業は営業時間の短縮、店舗への入店制限、アルコールの提供禁止などの措置を取った。

そのため、日本政府は中小企業向けの融資や補助金を増額し、製造業だけでなくサービス業の中小企業も含め、中小企業の短期的な支援を行い、将来の発展の見通しを改善した。

また、中小企業の経営活動を維持することは、日本の就職を支え、失業者数を減少させるのに役立つ。日本の労働力の大部分は、中小企業で働くことを選択しており、中小企業は日本の労働力人口を吸収する上で重要な位置を占めている。

このため、日本政府は中小企業政策を重視している。新型コロナウイルス感染症の影響下では、「雇用調整助成金」を中小企業に支給するだけでなく、「事業再構築補助金」「製造業補助金」でも雇用の拡大と従業員の給与向上のための助成金プロジェクトを設け、中小企業の雇用を維持すると同時に、中小企業が雇用規模を拡大し、従業員の給与を向上させるよう導いている。

### (2) 中小企業の長期的なイノベーションの促進、デジタル化転換の加速

新型コロナウイルス感染症は日本の中小企業の生産経営にマイナス影響を与えたが、 同時に日本の中小企業が事業活動を調整し、新製品や生産方法のイノベーションを加速 し、産業のイノベーションを促進する契機ともなった。新型コロナウイルス感染症の発 生は中小企業の経営状況を悪化させましたが、客観的には低効率な企業が市場から退出 することを促進し、効率的な企業の成長と全要素生産性の向上に寄与している。

日本政府は励みとなる補助政策を採用し、「事業再構築補助金」「製造業助補助金」 などの政策を通じて中小企業の事業構造の調整を促進し、生産経営の領域の転換を促進 し、新しい生産領域を積極的に拓き、新しいビジネスモデルを構築している。

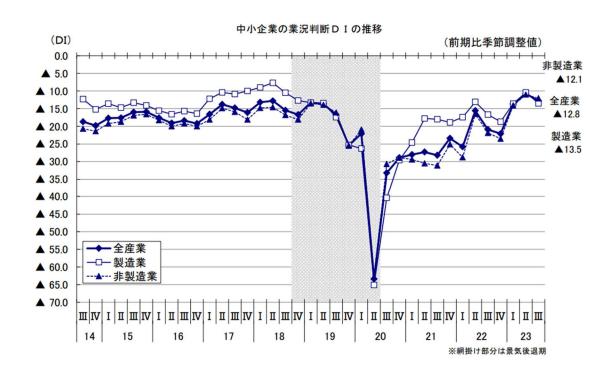
新型コロナウイルス感染症の背景にある日本の経済社会のデジタル化転換の問題は残らず明るみに出て、日本の企業はプラットフォーム経済、テレワーク、オンライン医療

などの分野での利用率が他の国に比べて遅れている。日本経済産業省の「DX レポート」によれば、日本企業が円滑にデジタル化転換を達成しない場合、2025 年以降、年間 12 兆円の経済損失が発生する可能性がある。

中小企業のデジタル化プロセスを促進することは、新しいビジネスモデルを生み出し、顧客サービスの満足度を向上させ、それによって売上高を向上させることができる。日本政府は、「IT 導入補助金」といった助成金制度を導入し、中小企業が情報化機器を導入するのを支援し、中小企業のデジタル化転換を促進している。

#### (3) 中小企業の経営状況と倒産状況の改善

中小企業庁の2023年調査統計グラフからは、網掛け部分が景気後退期であり、2020年 初頭に企業 DI 値<sup>23</sup>が急激に低下したことがわかる。現在まで、2020年下半期から始まっ た日本の中小企業支援政策が、段々に日本の中小企業の経営状況を改善しており、持続 的に上昇している。



転)」企業割合から「減少(低下、悪化)」企業割合を差し引いた値である。

-

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> DI(でぃーあい)とは Diffusion Index の略。 内閣府が毎月公表する景気動向指数のひとつで、生産や消費、物価などの景気変動に関係する複数の指数を合成して算出する。 例えば前年同期と比べた今期の状況、前期と比べた今期の状況あるいは、今期と比べた来期の見通しにおいて「増加(上昇、好

新型コロナウイルス感染症の背景の下、日本政府は積極的に中小企業に対する融資支援を提供し、中小企業が新型コロナウイルス感染症の影響で融資難に直面する問題を克服するのに助力している。2022年2月までに、日本政府は中小企業向けの融資支援策として102万件、総額19.3兆円の融資を実施した。また、中小企業向けには信用保証として196万件、総額37.1兆円を提供している<sup>24</sup>。

さらに、日本政府は中小企業に対して事業運営、賃貸、雇用などの補助金を積極的に支給している。2021年には、「持続化給付金」を 423万件に支給し、総額 5.5兆円、また「賃料支援給付金」を 104万件に支給し、総額 9000億円、そして「雇用調整給付金」を累計 23.4兆円支給した<sup>25</sup>。

日本政府の政策支援のもと、中小企業の賃貸費用や雇用などの経費負担が一時的に軽減され、経営の困難が和らげられている。

日本政府の中小企業経営維持政策の実施により、日本の中小企業の倒産件数は増加せず、逆に減少傾向が見られ、大規模な中小企業の倒産は発生していない。

2020 年(1-12 月)の全国企業倒産(負債総額 1,000 万円以上)は、件数が 7,773 件(前年比 7.2%減)、負債総額は 1 兆 2,200 億 4,600 万円(同 14.2%減)だった。件数は、コロナ禍の各種支援策に支えられ、7 月以降、6 カ月連続で前年同月を下回った。「新型コロナウイルス」関連倒産は、累計で 792 件に達した。年間では 2018 年以来、2 年ぶりに前年を下回った。8,000 件を下回ったのは 30 年ぶり。1971 年以降の 50 年間では、バブル期の 1989 年(7,234 件)に次ぐ、4 番目の低水準だった<sup>26</sup>。小規模倒産を主体とした推移に大きな変化はない。

2021年の倒産は57年ぶりの低水準、コロナ関連倒産は1,668件発生2021年(1-12月)の全国企業倒産(負債総額1,000万円以上)は、件数が6,030件(前年比22.4%減)、負債総額は1兆1,507億300万円(同5.6%減)だった。件数は、1990年(6,468件)以来の6,000件台で、2年連続で前年を下回った。コロナ禍の各種支援策が奏功

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>「令和4年度において講じようとする主な中小企業・小規模事業者施策」 https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/chusho/gaiyo2.html, (2023年11月6日閲覧) 【中小企業庁】

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 「家賃支援給付金の申請と給付について」 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-info.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-info.html</a> , (2023 年 11 月 6 日閲覧) 【経済産業省】

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 「2020 年 (令和 2 年) の全国企業倒産 7,773 件 | 全国企業倒産状況」 https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1196528\_1610.html , (2023 年 11 月 6 日閲覧) 【東京商エリサーチ】

し、1964年(4,212件)に次ぐ、57年ぶりの低水準となった<sup>27</sup>。負債1億円未満は4,503件(構成比74.6%)で、小規模倒産を主体とした推移が続く。

2021	(令和3)	年	產業別	倒産	状况

AN 100	件数			負債総額(百万円)		
産業	当年	前年比	前年	当年	前年比	前年
農·林·漁·鉱業	55	▲49.54%	109	7,051	▲58.25%	16,889
建設業	1,065	▲14,59%	1,247	105,017	▲3.93%	109,315
製造業	664	▲27.43%	915	177,024	▲28.12%	246,293
卸売業	806	▲24.31%	1,065	198,810	16.00%	171,385
小売業	730	▲30.74%	1,054	125,779	▲11.52%	142,160
金融·保険業	23	▲23.33%	30	3,660	▲14.12%	4,262
不動産業	235	▲6.37%	251	68,552	▲18.21%	83,820
運輸業	239	5.28%	227	28,346	▲56.47%	65,119
情報通信業	206	▲26.16%	279	28,147	13.10%	24,885
サービス業他	2,007	▲22.68%	2,596	408,317	14.72%	355,918
合計	6,030	▲22.42%	7,773	1,150,703	△5.68%	1,220,046

図4 2021 (令和3) 年產業別倒產状況

業種から見ると、2021年の倒産した企業は、サービス業、建設業、卸売業、小売業、 製造業など、主にこれらの業種に集中している。これらのデータからも分かるように、 日本の支援政策は中小企業の持続的な倒産状況に大きな支援を提供し、融資、減税、補助金などの有効な手段を通じて、日本の中小企業の倒産数を減少させている。

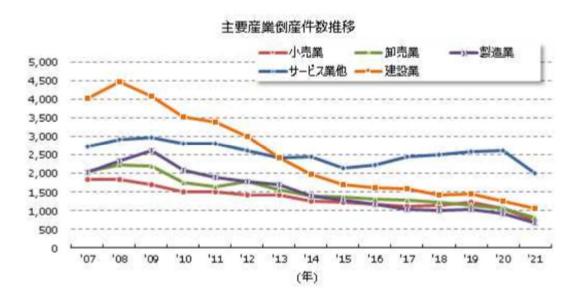


図 5 2007-2021 主要産業件数推移

20

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup>「2021年(令和3年)の全国企業倒産6,030件 | 全国企業倒産状況」 https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1196529\_1610.html , (2023年11月6日閲覧) 【東京商工リサーチ】

2020年、各国が海外旅行を禁止した法令の実施により、サービス業の倒産件数が増加し、その他の産業は有効な新型コロナ感染症支援政策の影響で倒産件数が減少した。図 5<sup>28</sup>から見ると、2021年には、サービス業と他の産業の倒産件数が共に減少した。

# 第五節 融資をめぐる課題

日本の中小企業支援策は、その理念が先進的で、力強く、操作性が高いと思う。これは、政府と社会が中小企業を「日本経済の基盤」「日本経済の活力源」と認識していることに関連している。中国も同様に、立法と宣伝を強化し、中小企業の意義に対する政府のリーダーシップと社会全体の理解をさらに深めるよう努めなければならない。

融資難は中小企業展開の発展を制約する主要な問題である。資金支援に着目して融資難を解消すれば、他の問題も解決する可能性がある。日本は中小企業の融資を最も成功させた国の一つであり、その経験から見ても、中小企業の融資難を克服するには、政府は効果的な解決策を打ち出さなければならない。目標が具体的で、指標が明確で、実行組織が明確であることが求められる。日本の中小企業支援策は主要な課題に対処し、合理的な解決策を見つけ、ほかの国を学ぶべき点だと思う。

日本は「中小企業生産性革命推進事業」<sup>29</sup>を推進し、中小企業が日本経済の低成長期において基盤と活力を最大限に発揮することを目指している。中国はこの経験を参考し、財政助成金、融資優遇措置、優先融資などの政策手段を通じて、中小企業にIT、スマート化、5G技術の導入を奨励し、企業の現代化を実現するための新たなエネルギーと源泉を生み出せるだろう。

日本には、政府が提供した支援政策を効果的に実施するための多くの支援機関がある。中国はこのような政府指定の民間支援機関が不足しており、支援が必要な中小企業と支援を実施する政府との間にコミュニケーションの架け橋が不足している可能性がある。例えば、商工会議所、財税法務科技相談など、民間の組織が強力な支援機関体系を構築し、政策の実施における困難を克服する必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup>「2021 年度(令和 3 年度)の全国企業倒産 5,980 件」 <a href="https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1196549\_1610.html">https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1196549\_1610.html</a> (2023 年 12 月 21 日閲覧) 【東京商工リサーチ】

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup>「中小企業生産性革命推進事業について」 https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2021/kokai/overview5.pdf (2023 年 11 月 24 日閲覧)

日本の支援政策は多岐にわたり、中小企業が直面する様々な困難に対処する支援法を 提供している。例えば、融資困難な状況に対処するための新型コロナウイルス特別融資 やサブデット融資などがある。売上の減少に応じて異なる支援給付金の仕組みも存在し る。賃貸料や従業員の雇用経費に関する政策補助金も該当する。これらは、日本は中小 企業経営者が直面する問題を真剣に考慮しており、中小企業が困難を乗り越えるために 本気で手を差し伸べた証と言える。このような措置は、日本が中小企業を困難から救い 出そうとする真剣な意欲を象徴している。

# 第五章 中国の支援政策について

本章は主に中国遼寧省の支援政策をまとめて分析する。第一節は支援策をまとめ、第 二節は中国の支援政策の長所と短所と重点を分析し、第三節は支援政策による効果、第 四節は中国の支援政策に関する考察である。

# 第一節 遼寧省の支援策事例

遼寧省の中小企業のコロナ禍期間に関する具体的な支援条例について、遼寧省政府が 発表した文書<sup>30</sup>では次のような点がまとめられている。

(1) 中小企業の操業再開を全面的に推進するための管理措置

企業の操業再開・再生産を全力で支援する。都市経営、コロナ予防・抑制、生活必修品などに関わる企業は、関連する要求事項に合った上で開業を確保しなければならない。企業の操業再開によるコロナの予防・抑制を強化する。秩序立てて管理を開放し、企業が秩序立てて仕事を再開し、徐々に正常な生産経営秩序を回復する。中小企業がコロナに対応するための再生産支援メカニズムを構築する。ホットライン、ネットワークなどの方式を通じて、地方の原則に従って中小企業の再生産の困難と問題をタイムリーに解決する。

(2) 財政金融支援を強化し、コロナ発生期間中の中小企業の融資を推進する

疫病予防・抑制の重点保障企業の貸付に対して、中央財政は人民銀行の再貸付金利の 50%に基づいて配当を与え、省財政は25%を再配当し、配当期限は1年を超えず、企業の 貸付金利が1.6%を下回ることを確保する。

コロナの影響が大きい企業に対して、各級の政府性融資保証機構は保証料率を 1%以下に下げ、財政部門は保証機構に一定の保険料補助金を与え、省保証グループは直接融資保証業務を提供し、保証費を免除する。再保証システムに組み込まれている機関は、限度額に制限されず、リスク補償の割合を 40%に引き上げることができる。

政府・銀行・企業の融資連携メカニズムを確立し、政府と金融機関、企業の協力を促進し、コロナ発生期間の融資需要をよりよく満たす。

以上の政策は財政金融手段を通じて、企業の融資環境を安定させ、経済回復と発展を促進することを目的としている。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup>「辽宁省人民政府关于印发 辽宁省应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情 支持中小企业生产经营若干政策措施的通知」

https://www.ln.gov.cn/web/zwgkx/zfwj/szfwj/zfwj2011\_140407/A1DA12E11A8847508102105D51193B CB/index.shtml (2023年11月20日閲覧 翻訳)

# (3) 企業負担を低減し、コロナの影響を受けた企業を確実に支援する

中小企業が1月、2月に社会保険料を全額納付できない場合は、納付期限を3月末まで延長することを申請することができる。被害がひどい企業は6月末まで延長でき、期間中は滞納金を免除する。

条件に合致するリストラやリストラをしない企業に対して、前年度に実際に納付した 失業保険料の 50%を返還する。コロナ禍に重大な損失を受けた企業は、不動産税、都市 土地使用税の半減徴収を申請することができる。

支援奨励メカニズムを構築し、コロナの影響を受けている中小企業、特にコロナ予防・抑制、物資を生産している企業を支援し、特別基金を設立して奨励性補助を与える。 以上の政策は多方面の措置を通じて、企業の負担を全面的に軽減し、企業の経営環境を安定させ、経済の持続的で健全な発展を促進することを目的としている。

#### (4) 中小企業の運営コストを下げる

運営コストの削減について、政府は一連の措置を取った。まず、コロナの影響を受け、短期的な経営難に直面しているが回復が期待される中小企業に対して、水道料金、電気料金、ガス料金の納付猶予を申請することを許可し、最長で3カ月を超えない。企業は期限が切れた後に全額追納する必要があるが、これは水道料金、電気料金、ガス料金を享受する現行の優遇政策に影響を与えない。

次に、中小企業の家賃面での支援策としては、国有資産類の経営用住宅を賃借している中小企業に対して1カ月間の家賃を免除し、2カ月間の家賃を半減する優遇措置が挙げられる。また、疫病発生時に賃借している中小企業のために賃借料を減免する創業園、科学技術企業の孵化器などの担体は優先的な政策支援を受けることになる。他の経営用住宅の賃貸については、オーナーとテナントが賃貸料減免の解決について協議することを進める。

医療機器分野では、中小企業が生産する医療機器製品、例えば医療用マスク、医療用外科マスク、医療用防護マスク、医療用防護服、医療用呼吸器及び部品など、その登録は無料政策を実行している。

以上は中国遼寧省のユニークな中小企業支援策に関するまとめである31。

<sup>31 「</sup>辽宁省人民政府关于印发 辽宁省应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情 支持中小企业生产经营若 干政策措施的通知」

https://www.ln.gov.cn/web/zwgkx/zfwj/szfwj/zfwj2011\_140407/A1DA12E11A8847508102105D51193B CB/index.shtml (2023年11月20日閲覧 翻訳)

遼寧省は経済支援政策を策定し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に財政支援を提供している。これにより、中小企業の資金圧力を軽減し、事業の持続的な安定運営を促進している。コロナ禍への対応期間中、遼寧省は医療資源の適切な分配を確保するための対策を講じている。これには医療機器や物資の調達の強化が含まれており、医療サービスの効率的な運用を確保している。遼寧省政府は情報伝達においても十分な努力をしており、透明性のある情報公開を通じて、コロナ禍および支援政策に関する情報を公衆や企業に迅速に伝えることで、社会の信頼と協力による感染症対策の効果を高めている。これらの利点は遼寧省の支援政策の効果的な構成要素であり、社会の安定、企業の生存発展、市民の健康を保障するのに寄与している。

# 第二節 中国における中小企業支援策の重点と特点

新型コロナウイルスの流行は、経済に深刻な影響を与え、中小企業は大きな圧力を受けた。経済の安定、雇用の保護、企業の復業・復産を促進するために、中国政府および遼寧省は中小企業を支援する一連の政策を採用した<sup>32</sup>。本節は、新型コロナウイルスの流行期における中国政府および遼寧省の中小企業支援政策の焦点と特徴について詳細に論じることを目的としている。

新型コロナウイルスの流行期に中国政府が導入した金融支援策は、預金準備率の引き下げ、再融資の拡大などが含まれ、これにより中小企業が十分な資金支援を受けられるようになった。遼寧省はこれに基づいて、専門の基金の設立や融資チャネルの拡充などを通じて、中小企業の融資ニーズにより適した支援を提供することが考えられる。

中国政府は企業の社会保険負担の軽減、付加価値税の引き下げなどを通じて中小企業の負担を軽減した。遼寧省はこの基礎上で柔軟な税制優遇政策を実施し、中小企業の発展を促進するかもしれない。

雇用の安定化のため、中国政府は雇用維持補助金や社会保険の納付軽減などの一連の 政策を実施してきった。遼寧省はこれを基に、より具体的な雇用保障計画を導入し、企 業に従業員の雇用を維持することを奨励する。

企業の賃貸コストを軽減するため、中国政府は商業用不動産の所有者に対して賃料の 免除や延期を奨励している。遼寧省は不動産業界と協力し、より多くの賃料免除政策を

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup>「辽宁省人民政府关于印发 辽宁省应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情 支持中小企业生产经营若 干政策措施的通知」

https://www.ln.gov.cn/web/zwgkx/zfwj/szfwj/zfwj2011\_140407/A1DA12E11A8847508102105D51193B CB/index.shtml (2023年11月20日閲覧 翻訳)

提供する可能性がある。

中国政府は中小企業にデジタル変革を奨励し、技術支援や訓練を提供している。遼寧 省はこの分野でより具体的な計画を立て、中小企業がデジタル経済の発展により適応で きるよう促進するだろう。

新型コロナウイルスの影響が大きい特定の業種に対して、中国政府はより重点的な支援策を実施している可能性がある。遼寧省はこれを基に、より具体的な業界復興計画を推進し、影響の大きい業界が早期に通常の経営に戻れるよう支援するかもしれない。

中国政府および遼寧省が新型コロナウイルスの流行期に中小企業を支援するために導入した政策を詳細に論じることで、これらの政策は多層次で多面的であり、金融支援、減税優遇、雇用安定、賃料免除、デジタル変革、特定業種支援などが重視されていることが分かった。これらの政策の実施により、中小企業が苦境を乗り越え、経済の急速な回復が促進される。

# 第三節 支援策の効果

新型コロナウイルスの背景において、中国政府は中小企業に積極的な影響をもたらした。まず、財政支援と税の減免を通じて、政府は中小企業の負担を軽減し、感染症期間の生存危機を乗り越えることを成功した。これにより、中小企業は安定した財務基盤を確立し、雇用の安定を維持し、大規模な解雇を防ぐ手助けとなった。

次に、政府は金融機関に対して再融資支援を提供することで、中小企業の資金調達の 難題を有効に和らげた。これにより、企業は経営と成長を続けるための資金支援を得て、 再開と復産が促進された。中小企業の正常な運営は、サプライチェーンの維持に寄与す るだけでなく、産業全体の安定にも積極的な影響を与えた。

さらに、政府はデジタル化と技術革新を推進し、中小企業が生産効率と競争力を向上 させる手助けをした。これらの政策措置は、企業が感染後に持続可能な発展を遂げるた めの基盤を提供し、経済の回復とデジタル化への転換を促進するのに役立った。

総じて、中国政府は中小企業の支援が感染期間中において、負担の軽減、資金支援の 提供、イノベーションの推進を通じて、中小企業の生存と発展を効果的に促進し、経済 の安定と持続可能な成長のために良好な条件を作り出した。

#### 第四節 評価と考察

現在の中小企業の困難点は、発展規模が小さく、信用度が低いため、融資が難しく、 銀行の信用貸付利子が高いことである。コロナ禍に融資が難しくなると、中小企業の資 金が不足し、企業の持続的な発展が難しくなる。この時、政府の介入が必要で、企業の 融資難を緩和し、資金不足の問題を和らげる必要がある。

雇用の困難な時期には、中小企業の再開を促進する措置があるが、コロナ禍のために 閉鎖された企業への補助金はまだ不足している。日本で行われた大規模な支援金補助に 比べて、中国はこの点でまだ不足している。コロナのために早期に閉鎖され、営業停止 になった中小企業に対する支援金が提供されないと、中小企業が早期に閉鎖する意欲が 低くなる可能性があるだろう。

家賃の免除に関しては、中国が具体的な支援策を提供しており、中小企業の固定経費の圧力を和らげるのに役立っているが、中小企業の従業員の基本給の圧力は和らげられていない。

# 第六章 インタビュー調査

本章は論文のインタビュー調査である。第一節インタビュー対象者は飲食店のオーナーさんである。第二節インタビュー対象者は宇都宮市産業政策課の職員である。第三節はインタビュー結果を受けた考察である。

### 第一節 飲食店経営者のインタビュー

インタビュー調査の対象について、コロナ禍中、飲食店経営者が多くの困難に直面しており、他の業種よりも影響がより顕著である。まず、経営の不安定性は、飲食店経営者にとって最も深刻な問題である。政府の防疫対策により、営業時間の短縮制限、座席数の制限、店内飲食の禁止などが行われ、これにより飲食店の経営が不安定で予測困難になる。一時的な制限が飲食店の売上高の急激な減少、さらには倒産の危険にさらされることもある。次に、売上高の減少は、飲食店経営者が普遍的に直面している問題である。コロナ禍の影響により、顧客の消費意欲が低下し、外出して食事をする機会の制限もあり、これにより飲食店の来客数が大幅に減少し、売上高が急激に減少する。また、経営コストの増加も、飲食店経営者が直面する重要な問題である。防疫対策に配慮して、清掃・消毒、従業員の健康チェックなどの防疫コストが増加する。

以上の理由から、飲食店経営者をインタビューすることに選択した。

以下はインタビュー調査の内容である。

調査時期: 2022 年 12 月 10 日

調査方法:対面インタビュー

調査目的:インタビュー内容は主に中小企業の企業者の実況をめぐって展開されている。目的は中小企業の視点から宇都宮市の支援策がもたらす効果や感じ方を知ること。

インタビュイー: 宇都宮市内の飲食店オーナーさん 営業年数4年

インタビュアー:劉明君

Q1:コロナ禍で経営困難と感じた具体的な時期はいつですか。

A1: 感染症が始まった最初の数か月、2020年初めは、お客さんがかなり減って、その 後スタッフも足りなくなって、経営が赤字になってしました。

Q2:コロナ期間に栃木県からどのような支援策を受けていますか。

今までで最適な支援策は何だと思いますか。

A2: 閉店および休業の補助金を受け取ったことがあり、だいたい1年で160万円ほどもらえたかな。それでなんとか家賃や光熱費をまかなえるけれども、利益が出ていません。月の家賃も10万円以上かかります。減税や融資などの政策により、補助金が私の問題を解決するのにより適しています。ただし、補助金は多いですが、税金も多くかかります。税金を差し引いたら、補助金はギリギリ家賃や光熱費を払って、赤字になってしまいました。

Q3: コロナ禍でどのような方面の支援策を望みますか。

A3:店舗を開くために必要な支出補助には、賃貸料、従業員の給与、水道光熱費に対する割引や補助金などです。

Q4: 栃木県からの県地域企業再起支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策支援補助金)は経営にどのように役立ちますか。

A4:店舗の運営を維持し、営業していない状況でも基本的な収入があり、店舗の経費を賄うことができます。

Q5:今の支援策が自分の経営状況に合っていますか?

A5: 合っています。今はもう大丈夫です。今後も数年間は補助政策が続くでしょう。経営状況は 2020 年と 2021 年比較してまだ厳しいです。

### 第二節 宇都宮市産業政策課の職員のインタビュー

市役所職員を選んでインタビューする理由は、地方政府が地域社会において重要な役割を果たしているためである。宇都宮市産業政策課の職員は、地域の政策やサービスの実施に関与し、地域の問題や課題に対処するための重要な視点として機能している。また、市役所の職員は地域の社会組織や住民と密接に連携しており、地域社会の発展や課題解決に向けた取り組みについての貴重な洞察を提供することが期待されている。

以下はインタビュー調査の内容である。

調査時期:2022年12月10日 調査方法:対面インタビュー

調査目的:インタビュー内容は主に中小企業の企業者の実況をめぐって展開されている。目的は中小企業の視点から宇都宮市の支援策がもたらす効果や感じ方を知るこ

と。

インタビュイー: 宇都宮市内の飲食店オーナーさん 営業年数4年

インタビュアー:劉明君

インタビュアー:お世話になっております。宇都宮大学地域創生科学研究科修士 2 年生の劉明君と申します。産業政策課の出島様、今日はお忙しい中、お時間をいただき誠にありがとうございます。私は「コロナ禍の中小企業展開と政策支援」に関心を寄せ、特に栃木県の中小企業支援についての研究を行っております。今日は、地域の成功事例や課題についてのお話を伺いたく、より深く理解することができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お話をお伺いさせていただきます。

# 1. コロナ禍における中小企業支援に関する質問:

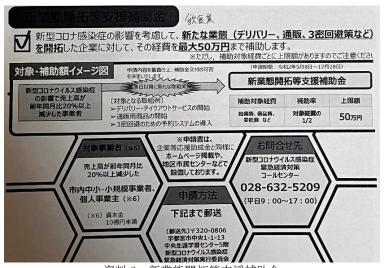
インタビュアー:コロナウイルスの影響を受けた中小企業に対して、宇都宮市がどのような支援策を実施していますか?その支援策の中で特に注目すべきユニークな取り組みがありますか?具体的な取り組みや支援内容についてお聞かせください。

インタビュイー:これ、今日お渡しする資料です(資料 1、2)。これが、コロナウイルスが流行った時に、宇都宮市として色々中小企業の方を対象に支援策を講じってきたんですけど、それをまとめてパンフレットになります。この中にいつか支援制度載ってるんですけども、今日はメインでを話させていただきたい制度二つありまして、一つがこの企業等応援助成金です。これがコロナで色々業績とか下がってしまって、営業が苦しくなってしまった中小企業とか対象にしてお金を支援して頑張ってもらうということです。

もう一つは新業態開拓等支援補助金です。これがコロナの影響を受けて、例えば飲食店の方とか、色々デリバリーがはやったりとか、あともこれまで通りお店で営業ができなってしまったとか、居酒屋さん夜できなくしまった。これまでの営業の計画スタイルをチェンジして、新しく出前にチャレンジしたりとか、ランチ営業はじめたりとか、新しく取り組みを始めた方を対象に、お金を支援しますと、この制度になります。今日はこの二つの取り組みについてちょっと話させていただきます。



資料1 企業等応援助成金



資料2 新業態開拓等支援補助金

インタビュアー:これが宇都宮市ユニークな取り組みですか?

インタビュイー: この応援助成金っていうのは、正直国でも、栃木県でも同じような制度があるんだけど、ただ、国とか栃木県の制度で、全部の企業を賄っているかカバー出来ているかっていうと、そうじゃないんですね。

インタビュアー: 栃木県の中小企業支援策が実際に成功していると考えられる事例が あれば、その成功の要因や効果について教えてください。

インタビュイー:栃木県デリバリーはじめましたとか、三密対策をやります、パーティションつくりとか、新しい何かものを取り組むっていうことで、支援をしてきたん

ですけれども、国とか県に先駆けて他の自治体事例も参考にしながら制度設計をしたものでございました。早めに他の自治体とか、他の市町村とか、他の県とかよりもに 先駆けてこれを作ったっていうのは一つ成功の要因になっております。何かもの買った時に半分補助します。あと宅配のバイクですとか、オンライン何か講義とかやります。

今オンライン塾切り替えています。三密を避けるためキャッシュレス決済をやりますとか、わりと結構ものが幅広くやっています。これいわゆる、消耗品とかですと、デリバリー用の使いする容器だったり、そういったものまでを使用してきました。何か新しくご宅配ありますとかっていう時の看板だったり、ポスター作ったりっていうそういった費用までですね、対象にしたりですとか。

もう一つユニークな取り組みは、お金を貸すっていうものなんですけど、感染症の影響でお店閉めなきゃいけなかったりっていうことは当時ありまして、売り上げがお店開けなければ下げっちゃういます。売り上げが下げてしまったっていうこと条件にお金を貸せるっていう仕組みを作っていました。お金を貸すっていうことなので、当然その金利みたいなのは発生するんですけれども、(資料 3)これが金利 0.5%から 0.6%っていう風にかなり低くさせていただいってます。経営が苦しくところで、金利低くして事業者の負担を減らしているというものになっております。この水準はかなり他の自治体と比べても低いっていうところになります。ユニークっていうところを言うとこれが一つ言えるかなと思います。



資料3 宇都宮市緊急特別融資制度

## 2. 政府の視点から見た中小企業支援に関する質問:

インタビュアー: 栃木県の中小企業支援策について、政府の視点から見て特に効果的 だと考えられる要素や取り組みは何ですか?

インタビュイー:求める答えではないんだと思うんけれども、基本的に経済対策っているやって行く中では、事業者の状況とか、把握したり、国とか県でやっているもの被らないようにしたいとか、そういったところを踏まえて制度設計をしてるね。基本的に何か一番効果があったとかっていうよりかはみんなやってきたもの須らく効果があるの基にして設定をしているということになります。

## 3. 改善が必要な支援策に関する質問:

インタビュアー: 宇都宮市の中小企業支援策において、改善が必要だと感じられる点 や課題はありますか?

インタビュイー:我々限らず、全般なっていう話しをさせていただきますと、特に国の話になるんですけれども、比較的事業者さんは速やかに信金を配るっていうところは令和二年に重視してきたわけです。必要書類とか感想の形でっていうところは特に国の方で補助金とかではよく見られます。結果的にそれの裏返し何ですけども、不正受給みたいなものは今社会的な問題になってると思います。改善っていう表現とはちょっと違うかもしれませんけど、当時その制度設計をしたゆえに今現在になってそう言った課題になって、国としても不正受給許さないっていうメッセージしていったり、追跡調査みたいに行ってるっていう状況です。

栃木県の支援策だけでなく、日本の中小企業のコロナ禍における支援策についても質問したいと思います

### 4. 雇用維持と雇用調整策に関する問題:

インタビュアー: コロナ禍において、栃木県が中小企業の雇用維持にどのような施策 を講じているか教えてください。雇用の安定や雇用調整助成金などの取り組みがある 場合、その効果や課題についてお聞かせください。

インタビュイー:雇用の調整助成金だと、あれは市はやってなくて、厚生労働省の出 先機関が各都道府県あるんですけれど、栃木県はやっぱり労働基準監督署って言いう ところがあって、そこがやってる制度になりますね。特に宇都宮市としてその雇用調整助成金って言うのはやってはいなかったです。ただ、これまでご説明させていただような企業に対する補助金ですとか、言う制度っていうところ通して企業を助けることによって、間接的に雇用維持してもらうかっていう時にですね。

## 5. デジタル化やオンライン展開への対応に関する問題:

インタビュアー: コロナ禍によりデジタル化やオンライン展開が重要性を増しています。 栃木県が中小企業を支援してデジタル化に適応し、オンラインプレゼンスを強化するための具体的な取り組みはありますか?

インタビュイー:タブレット端末とかそう言ったもの買う時も対象にしたんです。例えば、フィットネスクラブとか、塾とかなかなか集められない、オンラインでサービスとか事業やりますようっていうときに使うカメラ内蔵のパソコンとか、タブレット端末とか、そういったもの買う時の費用も対象にしていったようなので、この補助金にはオンライン化とか、そういったものに使うものも対象にした形になります。テレワークまでは対象にしてはいなかった。

インタビュアー:デジタル化やオンラインっていう取り組みは業種を絞っていますか?

インタビュイー:業種は絞っていなかったんです。あくまで、オンライン化を進めたりする事業者さんは対象にして信用にしていた特にどのような業種とかに絞らずにやってきたっていう、キャッシュレス決済をするための端末とか、主な対象ぎりが書いてあります。通信機だったりとか、広告でテイクアウト、例えば、プラットフォームに登録したりとか食べログだったりとかそういったもの登録する時の登録費用ですね。オンラインの広告費用とかそういったものを対象にしたっていうことです。

## 6. 新たなビジネスモデルへの対応に関する問題;

インタビュアー:コロナ禍で変化する市場環境に対応するため、中小企業が新たなビジネスモデルを模索している場合、その支援がどのように行われているか教えてください。新しいビジネスモデルの創出や実装に向けた取り組みがあれば教えてください。

インタビュイー:コロナ禍からの何かの業種の転換とかっていうと、当時国の方が補

助金とか、色んな補助金のある中で、一応その中で速やかに対応しようってことで、 また同じ補助金ですね。その補助金で新しく何か違うことに少し形を変えてやってい くっていうのは、不審趣旨でこの補助金を作ってより多きな希望で、全く新しいもの やりますようっていう場合には言って国の方で事業再構築補助金とか色んな支援メニ ューがあったんですね。

## 7. 今後の展望に関する質問:

インタビュアー:コロナ禍からの回復が進む中、栃木県が今後中小企業支援にどのような展望を持っているか教えていただけますか?もし再度同様の緊急事態が発生した場合、今回の経験から学び、改善するべき点や新たな対策はありますか?

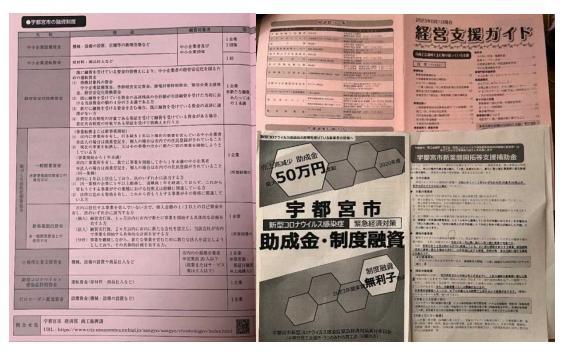
インタビュイー:今回のコロナウイルスの視点として目標もテレワークとか、自宅勤務とか、っていう考え方は根付いて期待と思うですね。また同じような条件なったとしてもまたゼロからではないかな思っていて、ある程度対応する下地どうな企業固定きているのか思いますので、その時にならないと、思ってことあるんですけども、また同じように国とか県とかがどんな支援をしているのかと、そこで広い切れてない困っちゃっている企業ないかなっていうのをまたよく分析した上でそのときそのときあった支援制度を作っていくっていう風にかなと思います。

#### 8. 他国が日本を参考できる点についての質問:

他国の中小企業支援策に関する調査で、日本のアプローチが参考になると感じたポイントや他国が学ぶべきことはありましたか?

インタビュイー:活動の制限のやり方多分違ってきたなと思います。例えば、ヨーロッパとかロックダウンみたいな形で解析し、ってなればそれ内の政争多分支援補助金出したりもの扱いとかと思うんですけど、日本っていうとロックダウンとも言かずに、飲食店時間制限してくださいねとか、規制の状況によって、その合わせて補助金を出したり、国によってですね。活動の制限にやりかたと、補助の形やっぱり違ったなっていう、間違い他の国と言った支援参考になったっていうところ言うのはなかなか難しいかねですね。

お忙しい中、お時間を割いていただき、ほんとにありがとうございました。



資料4 宇都宮市の融資制度

資料 5 経営支援ガイドと宇都宮市助成金・制度融資

# 第三節 インタビューからの知見

中小企業経営者のインタビューに関して、台湾のルーローハン屋の経営者を選んだのは、個人事業主の視点からコロナ下の中小企業を考えるためである。店主とのインタビューを通じて、日本政府の中小企業への助成金政策は最速で最も効率的に企業のストレスを緩和できるやり方だと思う。しかし、家賃や水道、電気などの支出は避けられない問題で、企業者の利益が減少する一方で、高い家賃を払い続けなければならず、収入源がなく、通常の支出を維持するしかない。このようにローンを持っている企業は簡単に倒産する。

宇都宮市市役所の職員のインタビューを通じて、いくつかのことがわかった。本論文の完備に役に立った。対話の全体を通して、宇都宮市役所の産業課は中小企業への支援において積極的で効果的な取り組みを行っている印象である。特に、市独自の支援策や柔軟な対応が、中小企業が直面する様々な課題に対して適切に対応していることが伺える。

新業態開拓等支援補助金や企業等応援助成金など、具体的な補助金制度が中小企業の多様なニーズに合わせて提供されている点が注目される。また、デジタル化やオンライン展開に対するサポートも行われ、これが中小企業の柔軟な経営への対応に寄与しているようである。

ただし、不正受給に対する課題が浮かび上がり、これに対する対策や情報提供の充実

が求められている。これに対する改善が進むことで、支援策の透明性や公正性を向上させることが期待される。以下は厚生労働省で探している不正受給の一例と防止対策である<sup>33</sup>。

#### 不正受給の一例

- ・給与明細や賃金台帳を偽造し、休業前賃金を水増しして申請
- ・会社から休業手当が支給されているにも関わらず、秘匿して申請
- ・実際には出動しているにも関わらず休業したと偽って申請
- ・既に退職しているにも関わらず、雇用されているよう偽り申請
- ・労働者を雇用していないにも関わらず、架空雇用して申請
- ・新型コロナイルスとは無関係なのに、その影響による休業と偽って申請
- ・委託・請負を雇用と偽り休業したものとして申請

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請される労働者や事業主の皆さまへ

# 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 不正受給防止対策を強化します

故意の支給申請書、支給要件確認書の虚偽記載 及び添付書類の改ざん、偽造等は犯罪です!

# ■ 不正受給が疑われる場合は以下の措置を行います

#### 訪問調查·立入検査

- ●申請書、支給要件確認書及び添付書類に不審な点がある場合、確認を求めるほか、労働者や事業主等へ訪問調査を実施します。
- ●雇用保険法第76条及び77条の規定に基づき、関係書類の提供を求めます。
- ●雇用保険法第79条の規定に基づき、労働局職員が事業所等へ立入検査を行います。
- ●正当な理由なく上記の提出又は検査を拒んだ場合は、雇用保険法第 83条の規定により、処罰される場合があります。

#### 不正受給が判明した場合

- ●労働者や事業主に対して、支給を受けた額に加えてその2倍(合計して、最大で支給を受けた額の3倍)までの額と年3%の延滞金を請求することがあります。
- ●詐欺等に該当する場合、不正受給者(事業主や代理人等も含む)を 刑事事件として告発等することがあります。
- ●事業主や代理人の氏名等が公表される場合があります。

「合法的な手段で国から給付金がもらえる」などといった甘言により、本来、受給要件を満たさないにも関わらず、申請できると勧誘する者の存在が報告されています。「他の者が全ての書類を整えた(言われた通りに申請しただけ)」と弁解しても、申請者が処罰されます。

不正受給に関する情報を把握している場合は裏面の通報窓口にご一報ください ※情報提供者のブライバシー保護には十分配慮いたします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050630保01

図6「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」不正受給対策を強化します

<sup>33「~</sup>不正受給対策を強化します~」)

特に他国が日本を参考にできる点として、日本の活動制限のやり方が挙げられた。日本が厳しいロックダウンを避けつつ、活動制限を柔軟に調整し、その中で補助金を提供している点が異なっている。他国はその国の事情に合わせつつ、柔軟で適切な支援策を模索する上で、このアプローチが示唆に富んでいる可能性がある。

今後の展望においては、テレワークや柔軟な働き方の促進が視野に入れられており、 再度同様の緊急事態が発生した場合にも素早い対応が期待される。柔軟性と即応性を重 視しながら、経験を生かし、効果的な支援策の提供に努める姿勢が見受けられた。

# 第七章 結論

中国の感染症対策は国家介入型、国民は政府の管理に協力し、全国各地でロックダウン措置を行っている、「動態清零」期間は2020年1月23日から2022年12月7日まで、感染症防止の効果は大きい、経済抑制の影響も大きいである。国家財政投入は大きい、ほとんどは医療や感染症の防護のために使われている。日本の感染症対策は自粛要請型、ほとんどの国民は自覚的に自分を管理し、できるだけ感染拡大をしないようにしている。ただし、感染症防止の効果は普通、経済抑制の影響も普通である。国家財政投入は小さい、ほとんどは家庭と企業の支援補助金である。

日本政府は、資金支援と雇用の維持を重視し、中小企業支援策を導入している。日本は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」という政府の施策を実施し、倒産を防止するための支援制度を開始した。その政策措置は日本の特徴を持ち、中国の中小企業政策体系の改善に重要な示唆を与えるものである。

中国は人口大国として、コロナが発生し始めた1カ月で急速な感染が始まり、わずか1カ月で1日平均の新規増加者数が万人以上になったため、日本に適用される自粛隔離は中国には適用されない。感染を減らすために、誰もが自宅で隔離されているため、中小企業の営業も停止に追い込まれている。この時、一部の産業のテレワークが強みを示している。だから中小企業の支援策は企業の在宅勤務を推進することから必要だと思うが、中国はこれに対する支援策が少なく、日本のIT導入補助金・働き方改革推進支援補助金は完備している。外食と在宅勤務は、感染リスクを有効に低減する手段である。感染初期において、飲食業が外食を奨励し、他の産業が在宅勤務を奨励することは良い取り組みである。これには、政府が迅速に奨励政策を打ち出す必要がある。たとえば、店内飲食を行わない外席の飲食業に対して補助政策を提供し、在宅勤務を行う企業に対しては家賃の軽減や水道光熱費の軽減など、さまざまな措置が含まれる。また、中国では中小企業に対して防疫検査や医療用品に特別な資金補助が行われているが、これは日本政府が検討していない領域である。

新型コロナウイルスの世界的な流行に伴い、中小企業経済にも深刻な影響が出た。この課題に対応するためには、中小企業経済の安定的な発展を保障するための一連の措置が必要である。コロナ禍における中小企業に関するの問題点は四つを整理した。

第1に人的資源の側面がある。コロナ禍の影響で、売上高が低いため、資金チェーンが断裂してしまい、リスクに対する能力が低い中小企業は倒産しやすい。中国では多くの中小企業で従業員の復帰困難、日本では求人難などの問題が発生し、同時に伝統的な雇用契が企業の負担を大幅に重くし、企業は人手不足で求人ができない状況に陥った。減給や人員削減などの原因で企業の人件費が増加し、企業の発展に大きなストレスを与えた。

第2にコロナ禍感染拡大への制御の難しさがある。中小企業は国の大部分の労働力源であり、通勤途上での対人接触は新型コロナの拡大を招き、サービス業はコロナ禍の予防・抑制に力を注がなければならない状況に追い込まれた。新型コロナウイルスは、国主導の防疫作業をもってしても抑制が難しかったのである。

第3に賃料支払いの切迫状況が挙げられる。中小企業は営業時間の短縮、客数の大幅な減少、受注の大幅な減少により売上が激減した。それが多くの中小企業の賃料払いを困難にした。同時に銀行貸付の難易度が高まったため、中小企業は銀行から融資支援を受けることが難しくなり、中小企業は深刻な資金不足問題に直面したのである。

第4に支援策の認知不足がある。中小企業が支援策を知らないことが政策支持を得られなかった主な原因となった。

以上の問題点に対しての対応支援策を整理した。

第 1 に人的資源の側面が挙げられる。倒産に直面している企業との協議、補助金獲得のノウハウ提供などにより、本来であれば倒産のリスクを減らすことができるはずである。復帰・再生が難しい企業には、たとえばオンライン勤務のワークスタイルを推進し、政府はオンラインオフィス化の推進を奨励するなどの方策がある。中小企業側も自ら管理レベルと技術レベルを高め、リスク耐性を強化する必要がある。

第2に新型コロナウイルス対策を経営面から強化する必要がある。コロナ禍発生期間中、中小企業は新型コロナウイルス防止措置を厳格に遵守し、従業員の防護、場所の消毒などの仕事をしっかりと行い、従業員と企業の安全を確保する必要がある。中小企業への支援を強化し、物資と資金支援がもっと提供されなければいけない。政府は中小企業の関連物資と医療検査費、消毒費に補助金を与え、中小企業は具体的な管理制度を制定する。例えば、距離を置いてテーブルを隔てて食事をしたり、外食だけしたり、一人で消毒したり、スタッフが毎日体温を測ったりするなどの規定の実施をもっと浸透させるべきである。

第3に政府に協力している企業に対しては、家賃の減免や支払い猶予の補助、電気料金や水道料金などをさらに補助すべきである。政府と企業は相互の協力をもっと強化し、政府は減税、賃借削減などを通じて中小企業の負担を軽減し、企業の競争力を実態の部分で高めなければならない。売り上げが落ち込んだ中小企業などは、政府系金融機関から実質、無利子・無担保で融資を受けられるといった救済策が不可欠である。

第4に政府関係部門による対中小企業支援政策の伝達力を強化する具体策が取られなければならない。

コロナ禍への支援政策において、政府の支援の役割は非常に重要である。異なる国の独自の状況に対処するために、適切で効果的な支援政策を策定することが必要である。 中小企業に対する経済的支援や医療資源の適正な配分を通じて、中小企業の融資難や利 子負担を軽減し、必要な場合には救済を図るための助成金政策を実施することが求められる。同時に、外食を奨励し、在宅勤務を促進するなどの措置を迅速に講じることで、感染リスクを低減し、経済の回復を促進する役割も果たしている。重要なのは、政策の実施には企業、市民、政府機関が緊密に協力する必要があるということである。これらの支援策を通じて、将来同様の世界的危機に直面した際に、政府が迅速で効果的な対策を実施し、社会の健康と安定に寄与できるよう期待したい。

# 参考文献・参考資料(本稿各章で掲載した以外のもの)

・インタネット文献

[1]中小企業白書 2022.

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho.html

(最終閲覧日 2023 年 12 月 10 日)

[2]事業再構築補助金事務局.

https://jigyou-saikouchiku.go.jp/ (最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日)

[3]新型コロナウイルス感染症特別貸付と特別利子補給制度の併用による実質的な無利子化融資のご案内. 日本政策金融公庫.

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid\_19\_faq\_jisshitsumurishika\_chusho.pdf (最終閲覧日 2023 年 8 月 10 日)

[4]中小企業白書 2021.

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html

(最終閲覧日 2023 年 4 月 5 日)

[5]DX レポート 2.1. 経済産業省.

https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210831005/20210831005-1.pdf

(最終閲覧日 2023 年 12 月 10 日)

[6] 倒産の状況. 中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm

(最終閲覧日 2023 年 12 月 10 日)

[7]全国企業倒産状況. 東京商工リサーチ

https://www.tsr-net.co.jp/news/status/index.html (最終閲覧日 2023 年 12 月 10 日)

[8]中小企業景況調査報告書.中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/keikyo/index.htm

(最終閲覧日 2023 年 11 月 20 日)

[9]Our World Data (2021) "Coronavirus Pandemic (COVID-19) - Statistics and Research. an article presented at the webpage of the Our World in Data

https://ourworldindata.org/coronavirus (最終閲覧日 2022 年 10 月 20 日)

#### • 書籍文献

- 1. 金子 由芳. コロナ禍の中小企業と法変化: 揺れ動く日本・アジアの公助と契約文化. 神戸大学出版会 2022 16-46,194-199,204-216
- 1. 神野 宗介. 新型コロナ禍本番の今!!職業会計人として中小企業を全力で守り切ろう!: 今こそ利他の心で経営者の寄り添いザムライたれ!! 高木書房 2021
- 2. 宇野 俊郎, 古市 今日子. 実践!アフターコロナを生き抜くホテル旅館: 事業再生と融資支援のポイント. ビジネス教育出版社 2023
- 3. 家森 信善. ポストコロナにむけた金融機関による事業性評価と金融を超えた支援. 神戸大学経済経営研究所, 2022
- 4. 服部 大. 給付金&支援金申請するだけでもらえるお金. 大洋図書 2021
- 5. 石賀 和義. 地域金融機関におけるアフターコロナの企業支援. 商工金融 73 (11), 5-31, 2023-11
- 6. 並木 雄二. 中小企業に求められるマーケティングと支援の在り方 : コロナ禍になり何が変わったのか. 企業診断 / 同友館 編 70 (2), 24-27, 2023-02
- 7. 土森 俊秀. 中小企業支援の現状と課題. 法律のひろば / ぎょうせい 編 75 (10), 4-11, 2022-10
- 8. 髙井 章光. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」と今後の実務対応 法律のひろば / ぎょうせい 編 75 (10), 2022-10:12-18
- 9. 中川 功一. 「地方都市・中小企業におけるコロナの影響」, 『感染症時代の経営 学』. 千倉書房, 2020:105-115.
- 10. 関智宏. 「第 11 章 なぜコロナ禍で中小企業経営者は従業員を解雇しなかった のか」. 『新型コロナウイルス感染症と中小企業』同友館, 2022: 262-283.

- 11. 阿部 裕樹. 中小企業と小規模事業者の BCP 導入マニュアル. 中央経済社. 2020
- 12. 今井鉄平.中小規模企業に対するインタビュー調査.平成24年度厚生労働省委託職域における新型インフルエンザ対策の定着促進に関する調査研究報告書.2012.
- 13. 藤本 昌代. コロナ禍における京都市の中小企業の ダメージとレジリエンス 2020 年から 2022 年の 3 年間の職業としての経営者調査—. 同志社社会学研究 NO. 27, 2023
- 14. 苏二豆. 日本中小企业发展与制约因素[J]. 环球市场信息导报. 2016(21)
- 15. 孙丽娟. 日本中小企业发展的经验及启示[J]. 日本研究. 2004(04)
- 16. 赵忆岚, 曹洋, 李潘坡. 简析日本中小企业在华发展的现状及问题[J]. 经济研究导刊. 2017(12)

# 謝辞

本論文を作成している中で、多くの方々にご支援いただきました。本研究の遂行にあたり、指導教授として終始多大なご指導を賜った、中村祐司先生に深謝致します。論文テーマの選択、考察の方法、ご資料の提供から論文の修正まで、細部にわたるご指導をいただきました。中小企業支援策に関する研究が進展する過程で、先生の専門的な知識と熱心なご指導が不可欠でした。先生が示してくださった的確なアドバイスは、研究の深化に大いに寄与し、新しい視点を開かせていただきました。ここに深謝の意を表します。

2021年10月から、2024年3月まで、2年半という長い期間で、大変お世話になりました。いつも私に励ましていただいて、一歩を踏み出す勇気を頂きました。論文に関する指導を頂いたのだけではなく、私の成長にも多大な影響を与えてくださいました。心より感謝申し上げます。日本での一年間、先生の生活への心遣いが私をとても温かくし、宇都宮での生活をとても楽しませてくれました。日本での生活では異なる学習環境を体験する機会があり、この二年間の学習の過程でさまざまな教授との交流も私にとって非常に有益でした。

宇都宮市市役所の出島さんには協力とサポートに心から感謝します。研究を進める中で、出島さんのご協力と取材は私の論文に極めて重要な情報と深みを提供してくれました。出島さんの専門知識は私の研究に貴重な資料を提供し、関連する問題をより包括的に理解し分析することができるようにしました。出島さんのインタビューが、私の研究に実質的な内容を提供するだけでなく、論文に深みと広がりをもたらしました。ご支援と協力に心より感謝いたします。

同級生の皆さんとの協力とサポートにより、私の研究はより豊かになりました。学術的な討論やプロジェクトの協力の中で、多くの思い出深い瞬間を共有できました。皆さんの提案や議論は、私の研究に新しい視点や意見を提供しました。

友達の皆さん、私の研究生活全体での付き合いやサポートには、私の最大のサポートがあります。皆さんとの交流ごとに新しい示唆を得ることができ、私の人生がより豊かになりました。論文執筆中のプレッシャーに対して提供してくれたサポートに感謝します。

最後、心から私の家族に感謝の意を表します。両親が私の学術の旅路全体で与えてくれた無限のサポートと励ましに感謝します。研究と学習に専念できるよう、安定した家庭環境を提供してくれてありがとう。私が最も支えと理解が必要な時、いつもあなたたちは私の傍にいて、確固たるサポートをくれました。両親の理解のおかげで、私は学術の道に専念でき、これに永遠に感謝しています。